

【公表に関する留意事項】
 国税庁ホームページの公表事項に追加して以下の事項の公表を希望する場合には、
「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を同時に提出する必要があります。
 ◇主たる屋号 ◇主たる事務所の所在地等 ◇通称 ◇旧姓

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 3 年 10 月 1 日	(フリガナ)	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地	トウキョウト (〒 XXX - XXXX) ◎ (法人の場合のみ公表されます) 東京都〇〇区△△ □-□ (電話番号 03 - XXXX - XXXX)	申請者	この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。
	(フリガナ)	納税地	トウキョウト (〒 XXX - XXXX) 東京都〇〇区△△ □-□ (電話番号 03 - XXXX - XXXX)		
	(フリガナ)	氏名又は名称	コクゼイ タロウ ◎ 国税 太郎		
	(フリガナ)	代表者氏名			
	(フリガナ)	法人番号			
〇〇 税務署長殿					
<p>この申請書に記載した次の事項 (◎印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。</p> <p>また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。</p> <p style="text-align: right;">(公表事項)</p> <p>下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。</p> <p>※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。</p> <p>令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。</p>					
事業者区分		この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。			
		<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者			
		※ 次業「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)			
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情					
税理士署名		(電話番号 - -)			
※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印 年 月 日
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号	T			
<p>注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。</p> <p>2 税務署処理欄は、記載しないでください。</p> <p>3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次業)」を併せて提出してください。</p>					

課税事業者の方は、レ印を記載してください。
※次業「登録要件の確認」欄の記載が必要です。

免税事業者の方は、レ印を記載してください。
※次業「免税事業者の確認」欄及び「登録要件の確認」欄の記載が必要です。

【免税事業者】どちらかの区分にレ印を記載してください。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（課税事業者）となろうとする場合
※令和5年10月1日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、課税事業者となる課税期間の初日から適格請求書発行事業者となろうとする場合
 例：令和6年1月1日から登録を受けようとする場合

第1-(1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

氏名又は名称

国税 太郎

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

免税事業者の区分
 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X X X X X X X X X X X X X
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 ○○年 △月 □□日
事業内容	飲食店業

課税事業者の区分
 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日
 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日
 令和 年 月 日

登録要件
 課税事業者です。
 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者該当する場合は、「はい」を選択してください。

はい いいえ

消費税に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

はい いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい いいえ

（ご注意いただきたい事項）
免税事業者の方は
適格請求書発行事業者となった場合
登録日以降の取引について
消費税の申告が必要となります。

免税事業者の方は記載してください。

個人番号を記載してください。
※マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

生年月日を記載してください。

消費税課税事業者（選択）届出書の「適用開始課税期間（自）」に記載した年月日を記載してください。

「はい」にレ印を記載してください。

消費税に違反して罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」にレ印を記載してください。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

事業年度
 自 月 日
 至 月 日
 資本金
 円
（記載不要）